

第6章 騒音・振動

第6章 騒音・振動

1 騒音の概況

騒音は感覚公害とも言われ、日常生活のいたるところに発生源が存在しています。騒音の主な発生源としては、工場及び事業場、建設作業場等の固定発生源や、交通による移動発生源、家庭生活等から発生する近隣騒音などがあります。

2 騒音規制法及び環境基準

(1) 騒音規制法

騒音規制法は、工場及び事業場における事業活動並びに建設作業に伴って発生する騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として、昭和43年に制定されました。

(2) 騒音に係る環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準は、道路に面する地域とそれ以外の地域（一般地域）に区分され、地域の類型及び時間の区分ごとに基準値が定められています。

（表－40）

また、各類型を当てはめる地域については、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長）が指定します。（図－18：77頁）

表－40 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域：一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間 6：00～22：00	夜間 22：00～6：00
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

・ A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
・ Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
・ Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
・ Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

（平成10年9月30日付 環境庁告示第64号）

ただし、下表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という）については、前表によらず下表の基準値の欄に掲げるとおりとなります。（表－41）

表－41 騒音にかかる環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間 6：00～22：00	夜間 22：00～6：00
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

※車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとなります。（表－42）

表－42 騒音にかかる環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間における特例）

基準値	
昼間 6：00～22：00	夜間 22：00～6：00
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45 デシベル以下、夜間にあつては40 デシベル以下）によることができる。	

※幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県及び4車線以上の市町村道及び、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路をいう。

3 騒音の規制

(1) 特定施設に対する規制

特定施設を設置する工場又は事業場において発生する騒音については、法に基づき規制基準が設けられています。都道府県知事（市の区域内の地域については、市長）が騒音規制に係る地域の指定を行い、土地利用の実態に応じて第1種から第4種まで区域の区分がなされ、それぞれ敷地境界線における許容限度が定められています。地域の指定に関しては、都市計画法による用途区域の変更及び土地利用の実態により、逐次見直しが行われます。（表-43、図-18：77頁）

なお、指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする場合は、届け出を必要とします。（表-44）

表-43 騒音に係る規制基準（特定施設）

(1) 騒音規制法第3条第1項の規定により市長が指定した地域内における規制基準

時間の区分 区域	敷地境界線における許容限度		
	昼間 8：00～18：00	朝夕 6：00～8：00 18：00～21：00	夜間 21：00～6：00
第1種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第2種区域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第3種区域	65 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下
第4種区域	70 デシベル以下	70 デシベル以下	65 デシベル以下

（平成24年4月1日付 光市告示第58号）

※第1種区域：第1種低層 第2種低層（都市計画法による用途地域）

第2種区域：第1種中高層 第2種中高層 第1種住居 第2種住居 準住居（ 〃 ）

第3種区域：近隣商業地域 商業地域 準工業地域（ 〃 ）

第4種区域：工業地域（ 〃 ）

(2) 騒音規制法第3条第1項の規定により市長が指定した地域以外の地域における規制基準

時間の区分 地域	敷地境界線における許容限度		
	昼間 8：00～18：00	朝夕 6：00～8：00 18：00～21：00	夜間 21：00～6：00
工業専用地域	75 デシベル以下	75 デシベル以下	70 デシベル以下
その他の地域	65 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下

（山口県公害防止条例施行規則第10条～特定施設に係る規制基準～ 別表第12）

表-44 騒音に係る特定施設

特定施設名称		規 模	
		騒音規制法	山口県公害防止条例
1 金属加工機械			
イ	圧延機械	22.5kW以上	
ロ	製管機械	全て	
ハ	ベンディングマシン(ロール式のもの)	3.75kW以上	
ニ	液圧プレス(矯正プレス除く)	全て	
ホ	機械プレス	294kN以上	30重量トン以上
ヘ	せん断機	3.75kW以上	
ト	鍛造機	全て	
チ	ワイヤーフォーミングマシン	全て	
リ	ブラスト(タンブラスト以外、密閉式除く)	全て	
ヌ	タンブラー	全て	
ル	切断機(砥石を用いるもの)	全て	—
ヲ	自動旋盤(棒材作業用)	—	3.75kW以上
ワ	トタン波付ロール機	—	全て
カ	歯切り盤	—	全て
ヨ	研磨機(工具用除く)	—	全て
タ	型削機	—	3.75kW以上
レ	平削機	—	3.75kW以上
ソ	自動やすり目立機	—	1.5kW以上
ツ	製針・製ピン機	—	全て
2 空気圧縮機・送風機		7.5kW以上	
3 破砕機・摩砕機・ふるい及び分級機 (土石用又は鉱物用)		7.5kW以上	
4 繊維機械(原動機を用いるもの)			
イ	織機	全て	
ロ	製網機	—	全て
ハ	撚糸機	—	全て
ニ	粗紡機	—	全て
ホ	精鐘紡	—	全て
5 建設用資材製造機械			
イ	コンクリートプラント(気泡式除く)	0.45m ³ 以上	0.30m ³ 以上
ロ	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上	
ハ	コンクリートブロックマシン	—	全て
6 穀物用製粉機(ロール式のもの)		7.5kW以上	

騒音に係る特定施設（前表の続き）

特定施設名			規 模	
			騒音規制法	山口県公害防止条例
7 木材加工機械				
イ	ドラムバーカー	全て		
ロ	チップパー	2.25kW 以上		
ハ	碎木機	全て		
ニ	帯のご盤	製材用 15kW 以上 木工用 2.25kW 以上	製材用 15kW 以上 木工用 0.75kW 以上	
ホ	丸のご盤	製材用 15kW 以上 木工用 2.25kW 以上	製材用 15kW 以上 木工用 0.75kW 以上	
ヘ	かんな盤	2.25kW 以上	0.75kW 以上	
ト	ほぞ取盤・溝取盤	—	全て	
チ	寸法裁断機	—	全て	
リ	皮剥ぎ機	—	全て	
8 抄紙機			全て	
9 印刷製本機械				
イ	印刷機械（原動機を用いるもの）	全て		
ロ	製本機械	—	全て	
ハ	紙切断機	—	7.5kW 以上	
10 合成樹脂用射出成形機			全て	
11 鋳造型機（ジョルト式のもの）			全て	
12 窯業機械				
イ	ホットプレス機	—	全て	
ロ	工業用窯炉（ロータルキルンを含む）	—	全て	
ハ	石灰石ホッパー	—	全て	
13 空気調和機器				
イ	集じん装置	—	全て	
ロ	換気装置	—	7.5kW 以上	
ハ	クーリングタワー	—	0.75kW 以上	
14 化学工業用装置				
イ	遠心分離機	—	7.5kW 以上	
ロ	かくはん機	—	7.5kW 以上	
15 各種工業用機械				
イ	コルゲートマシン	—	全て	
ロ	工業用動力マシン	—	全て	
ハ	蒸気洗浄機	—	全て	
ニ	ベークライト型打機	—	7.5kW 以上	
ホ	ゴムロール機	—	7.5kW 以上	
16 バーナー（洗濯業用）			—	全て
17 冷凍機			—	7.5kW 以上

騒音に係る特定施設（前表の続き）

特定施設名称	規 模	
	騒音規制法	山口県公害防止条例
18 石材引割機・石材研磨機	—	全て
19 ガソリンエンジン（定置式のもの） 非常用のものを除く ※1	—	7.5kW 以上
20 ディーゼルエンジン（定置式のもの） 非常用のものを除く ※1	—	7.5kW 以上
21 ボウリング機械（遊技用）	—	全て

（騒音規制法施行令第1条～特定施設～ 別表第1）
（山口県公害防止条例施行規則第7条～特定施設～ 別表第5）

※平成 28 年 12 月より

（2）指定工場に対する規制

山口県公害防止条例における指定工場に該当する工場については、同条例で定める規制基準を満たす必要があります。（表-45）

表-45 指定工場において発生する騒音に係る許容限度

時間の区分 地域の類型	敷地境界線における許容限度		
	昼 間 8：00～18：00	朝 夕 6：00～8：00 18：00～21：00	夜 間 21：00～6：00
工業専用地域	75 デシベル以下	75 デシベル以下	70 デシベル以下
その他の地域	65 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下

（山口県公害防止条例施行規則第9条～指定工場に係る規制基準～ 別表第8）

※騒音規制法第3条第1項の規定より知事が指定した地域に所在するものを除く。

（3）特定建設作業に対する規制

特定建設作業については、騒音規制法により、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音を発生させる作業を特定建設作業として定めています。また法及び県条例による建設機械等を用いて指定地域内で作業を行う場合は規制の対象となり、その敷地境界において規制基準を遵守しなければなりません。（表-46）

また、作業開始7日前までに所定の届出が義務付けられ、特定工場とは異なる規制基準が定められています。但し、その作業が1日で終わる場合（作業開始日と終了日が同一の場合）には、騒音規制法の対象から除かれます。

表-46 騒音規制法及び山口県公害防止条例に基づく特定建設作業の規制基準

作業種類	基準内容	規制基準値	作業時間帯		1日における延べ作業時間		作業期間	その他の曜日
			第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
騒音規制法	1 くい打機(もんけんを除く。)・くい抜機・くい打くい抜機(圧入式を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	八十五デシベル以下	午前七時から午後七時まで (適用除外 ①②③④)	午前六時から午後十時まで (適用除外 ①②③④)	十時間以内(適用除外 ①②⑥)	十四時間以内(適用除外 ①②⑥)	連続して六日以内(適用除外 ①②)	禁止(適用除外 ①②③⑤⑦)
	2 びょう打機を使用する作業							
	3 さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業で1日当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)							
	4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いる場合、定格出力15kw以上。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)							
	5 コンクリートプラント(混練容量0.45m ³ 以上)又はアスファルトプラント(混練重量200kg以上)を設けて行なう作業(モルタル製造作業を除く。)							
	6 バックホウ(環境大臣が指定するものを除き、定格出力が80kw以上。)を使用する作業							
	7 トラクターショベル(環境大臣が指定するものを除き、定格出力が70kw以上。)を使用する作業							
	8 ブルドーザー(環境大臣が指定するものを除き、定格出力が40kw以上。)を使用する作業							
山口県公害防止条例	1 鋼球解体作業							
	2 コンクリートバイブレーターを使用する作業							
	3 コンクリートカッター又はアスファルトカッターを使用する作業(法のさく石機を使用する作業距離に同じ。)							

(騒音規制法施行令第2条～特定建設作業～ 別表第2)

(山口県公害防止条例施行規則第8条～特定建設作業～ 別表第7)

(山口県公害防止条例施行規則第30条～特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準～ 別表第16)

※1 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線における値

2 区域の指定(平成24年4月1日付 光市告示第60号)

【第1号区域】(1)騒音規制法第4条第1項規定に基づく規制基準(平成24年光市告示第58号(以下告示))において第1種区域、第2種区域及び第3種区域とされた区域

(2)告示における第4種区域のうち、学校、保育所、病院及び診療所で患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね80mの区域内

【第2号区域】騒音規制法第3条第1項規定により指定された地域のうち、前記第1号区域以外の区域

3 適用除外

- ① 災害その他非常事態の発生により緊急に必要がある場合
- ② 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要がある場合
- ③ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に必要がある場合
- ④ 道路法及び道路交通法の規定により夜間に行うべき旨の条件が付された場合
- ⑤ 占用の許可等において日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合
- ⑥ 当該作業を開始した日に終わる場合
- ⑦ 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として特に必要がある場合

(4) 特定建設作業以外の作業騒音に対する規制

板金作業、製かん作業、その他の著しい騒音を発生する作業（指定工場又は騒音に係る特定施設を設置する工場若しくは事業場において騒音を発生する作業及び特定建設作業は除く）については、山口県公害防止条例により規制され、用途地域区分により許容限度がそれぞれ定められています。（表-47）

表-47 作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

作業の種類	地域区分	許容限度	禁止時間
1 板金作業 2 製かん作業 3 鉄骨又は橋りょうの組立て作業 4 鉄材等の積込み又は積降し作業	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	50 デシベル	午後七時から翌日の午前七時まで
5 金属材料の引抜き作業 6 鋳造の作業 7 電気又はガスを用いる溶接又は金属の切断作業	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	60 デシベル	
8 電気工具又は空気動力工具を使用する金属の研磨又は切削の作業 9 音響を発生する機器の組立て、試験又は調整の作業	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域		
10 ハンマー（ビッグハンマーを除く）及びグラインダーを使用する作業	近隣商業地域	65 デシベル	
備考 1 地域区分は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域 2 許容限度は、作業場所の敷地境界線における騒音の大きさ 3 以下の(1)～(3)における作業に係る騒音は、この限りでない。 (1)災害その他非常事態の発生により緊急に必要な場合 (2)人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合 (3)鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に必要な場合			

（山口県公害防止条例施行規則第32条～作業に伴って発生する騒音に係る規制基準～ 別表第17）

(5) 自動車騒音の規制

自動車単体から発生する騒音に対して、自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の大きさの限度値を定めています。

また、騒音規制法第17条第1項で定める自動車騒音の限度（表-48）にかかわらず、学校、病院等特に静穏を必要とする施設が集合している区域又は幹線交通を担う道路の区間の全部又は一部に面する区域に係る限度は、都道府県知事及び都道府県公安委員会が協議して定める大きとすることができます。

自動車騒音の常時監視については、都道府県（市の区域に係る状況については、市）において実施しており、結果を国に報告するとともに、自動車騒音の状況を公表するものとされています。

（表-49）

表-48 自動車騒音の限度

	区域の区分	時間の区分	
		昼間 午前6時～ 午後10時	夜間 午後10時～ 翌日午前6時
1	a 区域及びb 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
(幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、上記の規定にかかわらず右記のとおりとする。		75 デシベル	70 デシベル
備考 a 区域、b 区域及びc 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（市の区域の区域内については、市長）が定めた区域をいう。 a 区域：専ら住居の用に供される区域 b 区域：主として住居の用に供される区域 c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域 【幹線交通を担う道路に近接する区域】 2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。			

(騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令第 2 条)

※騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域の区分の指定

区域の区分	該当地域及び都市計画法による用途地域	
a 区域	第 1 種区域	第 1 種 低 層 住 居 専 用 地 域
		第 2 種 低 層 住 居 専 用 地 域
	第 2 種区域	第 1 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域
		第 2 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域
b 区域	第 2 種区域	第 1 種 住 居 地 域
		第 2 種 住 居 地 域
		準 住 居 地 域
c 区域	第 3 種区域	近 隣 商 業 地 域
		商 業 地 域
		準 工 業 地 域
	第 4 種区域	工 業 地 域

(平成 24 年 4 月 1 日付 光市告示第 59 号)

表-49 平成 27 年度 自動車騒音調査結果

(1) 点的調査結果

(調査日：平成 27 年 6 月)

	評価対象道路		測定地点の住所	等価騒音レベル (dB)		環境基準達成状況	
	路線名	車線数		昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道 188 号	4	虹ヶ浜三丁目 16	70	62	○	○
2	下松田布施線 (県道)	2	大字小周防	69	63	—	—

(2) 面的調査結果

(調査日：平成 27 年 6 月)

	評価対象道路		評価区間			評価対象住居等戸数 a=b+c+d+e (戸)	昼間・夜間とも基準値以下 b (戸)	昼間のみ基準値以下 c (戸)	夜間のみ基準値以下 d (戸)	昼間・夜間とも基準値超過 e (戸)
	路線名	車線数	始点住所	終点住所	延長 (km)					
1	一般国道 188 号 (国道)	4	浅江三丁目 20	大字浅江	3.1	170	164	0	6	0
2	下松田布施線 (県道)	2	大字小周防	大字小周防	1.0	13	13	0	0	0
3	下松田布施線 (県道)	2	大字小周防	大字塩田	5.6	102	102	0	0	0
4	下松田布施線 (県道)	2	大字塩田	大字塩田	1.5	34	34	0	0	0
5	佐田中田布施線 (県道)	2	大字塩田	大字塩田	1.6	25	25	0	0	0
6	東荷一ノ瀬 (県道)	2	大字東荷	大字東荷	2.0	17	17	0	0	0

(6) 深夜騒音等の規制

深夜騒音等の規制に関しては、住民の生活環境保全の観点から、当該地域の自然的、社会的条件に応じて地方公共団体が必要な措置を講じます。

設備等を設けて客に飲食させる営業や、ガソリンスタンド営業等その他規則で定める営業を営む者は、山口県公害防止条例により規制され、都市計画法による用途地域区分により、午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間の許容限度がそれぞれ定められています。(表-50)

表-50 深夜騒音に係る規制基準

営業の種類	地域区分	許容限度
1 ガソリンスタンド営業 2 液化石油ガススタンド営業	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	40 デシベル
3 ボウリング場営業 4 ゴルフ練習場営業 5 スイミングプール営業 6 アイススケート場営業 7 卓球場営業 8 たまつき場営業	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	45 デシベル
9 マージャン屋営業 10 映画館営業	近隣商業地域	55 デシベル
11 カラオケボックス営業 12 トラックターミナル営業	その他知事が指定する地域	知事が別に定める騒音の大きさ
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる地域 ・ 許容限度は、作業場所の敷地境界線における騒音の大きさ ・ その他地域とは、上記地域の周囲概ね 50m の区域内であって、当該区域内において営まれる営業に起因して発生する騒音が隣接する地域の静穏を損なう恐れがあると認められる地域 ・ 深夜とは、午後 11 時から翌日の午前 6 時までの時間をいう 	

(山口県公害防止条例施行規則第 34 条～深夜騒音に係る規制基準～ 別表第 18)

4 振動の概況

振動の主な発生源としては、工場、事業場、建設作業場等の固定発生源や、交通機関による移動発生源などがあります。振動による被害は、壁の亀裂などの物理的な被害だけでなく、不安感の発生や睡眠妨害など、人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損なうことで問題となることが多く、騒音と同様に感覚公害と呼ばれています。

5 振動規制法及び規制

(1) 振動規制法

振動規制法は、工場・事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として、昭和 51 年に制定されました。

この法律では、市の区域内の地域については市長が振動を規制する地域を指定し（平成 24 年度から）、指定地域内にあつて著しい振動を発生する施設（「特定施設」という）を有する工場及び事業場については、規制基準を遵守するよう定められています。

また、指定地域内で著しい振動を発生する作業（「特定建設作業」という）を伴う建設工事を施工する場合については、市町村長への事前の届け出が義務付けられています。

なお、道路沿道において道路交通振動が一定限度（「要請限度」という）を超えて周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、都道府県公安委員会に対する道路交通法に規定する措置の要請し、又は道路管理者に対する道路の改善等の要請することになっています。

(2) 地域指定

振動規制法に基づく地域の指定については、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長）が行い、騒音規制と同様、都市計画法による用途区域及び利用実態により、逐次見直しが実施されます。（図-19：77 頁）

(3) 特定施設に対する規制

特定施設を設置する工場又は事業場については、法に基づき規制基準が設けられています。（市の区域内の地域については、市長）が規制する地域を指定するとともに、時間の区分及び区域の区分ごとに規制基準を定めています。（表-51）

なお、指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする場合は、届け出を必要とします。（表-52）

表-51 振動規制法第4条第1項の規定に基づく規制基準

区域の区分		都市計画法による用途地域	昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～ 翌日の午前8時
第1種区域		第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	I	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65デシベル	60デシベル
	II	工業地域	70デシベル	65デシベル

(平成24年4月1日付 光市告示第52号)

表-52 振動に係る特定施設

特定施設名		規模
1 金属加工機械		
イ	液圧プレス（矯正プレスを除く）	全て
ロ	機械プレス	全て
ハ	せん断機	1kW以上
ニ	鍛造機	全て
ホ	ワイヤーフォーミングマシン	37.5kW以上
2 圧縮機		7.5kW以上
3 土石用又は鋳物用破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		7.5kW以上
4 織機（原動機を用いるもの）		全て
5 建設用資材製造機械		
	コンクリートブロックマシン	合計で2.95kW以上
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	合計で10kW以上
6 木材加工機械		
イ	ドラムバーカー	全て
ロ	チップパー	2.2kW以上
7 印刷機械		2.2kW以上
8 ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機（カレンダーロール機を除く）		30kW以上
9 合成樹脂用射出成形機		全て
10 鋳造型機（ジョルト式のもの）		全て

(振動規制法施行令第1,3条～特定施設～ 別表第1)

(4) 特定建設作業に対する規制

騒音の規制と同様、地域指定内で特定建設作業を実施する場合は規制の対象となり、敷地境界における規制基準を遵守しなければなりません。(表-53)

また、作業開始7日前までに市町村長に対して所定の届出が義務付けられていますが、その作業が1日で終わる場合(作業開始日と終了日が同一の場合)は対象から除かれます。

表-53 振動規制法に基づく特定建設作業の規制基準

作業種類	基準内容	規制基準値	作業時間帯		1日における延べ作業時間		作業期間	その他の曜日
			第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
振動規制法	1 くい打機を使用する作業 (もんけん及び圧入式くい打機を除く。) ・くい抜機を使用する作業 (油圧式くい抜機を除く。) ・くい打くい抜機を使用する作業 (圧入式くい打くい抜機を除く。)	七十五デシベル以下	午前七時から午後七時まで (適用除外 ①②③⑤⑥)	午前六時から午後十時まで (適用除外 ①②③⑤⑥)	十時間以内(適用除外 ①②)	十四時間以内(適用除外 ①②)	連続して六日以内(適用除外 ①②)	禁止(適用除外 ※①②③④⑤⑥)
	2 鋼球を使用して建築物その他工作物を破壊する作業							
	3 舗装版破砕機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日の当該作業にかかる2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)							
	4 ブレーカーを使用する作業 (手持式のものを除く。作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)							

(振動規制法施行令第2条～特定建設作業～別表第2)

(振動規制法施行規則第11条～特定建設作業の規制に関する基準～別表第1)

※1 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線における値

2 区域の指定(平成24年4月1日付 光市告示第53号)

【第1号区域】(1)振動規制法第4条第1項規定に基づく規制基準(平成24年光市告示第52号(以下告示))において、第1種区域、第2種区域(I)とされた区域

(2)告示における第2種区域(II)のうち、学校、保育所、病院及び診療所で患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね80mの区域内

【第2号区域】振動規制法第3条第1項規定により指定された地域のうち、前記第1号区域以外の区域

3 適用除外

- ①災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要がある場合
- ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において行う必要がある場合
- ④電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事で特に日曜日その他の休日に行う必要がある場合
- ⑤道路法の規定により、道路の占用の許可に夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び夜間に行うべきことと同意された場合
- ⑥道路交通法の規定により、道路の使用の許可に夜間に行うべき旨の条件を付された場合及び夜間に行うべきこととされた場合

上表※における③⑤⑥にあつては、上記適用除外項目のうち、「夜間」を「日曜日その他の休日」に読み替えるものとする。

(5) 道路交通振動に対する規制

道路交通振動は、主に自動車の走行が起因となっており、交通量や通行車両の大きさ、また道路の構造や段差などにより振動の大きさは変わります。

市町村長は、指定地域内において道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、都道府県公安委員会に対して道路交通法の規定による最高速度制限などの措置をとるよう要請し、又は道路管理者に対して道路段差の解消などの振動防止措置をとるよう要請するものとされています。（表-54）

表-54 道路交通振動に係る限度

区域の区分	都市計画法による用途地域	昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～ 翌日の午前8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 デシベル	65 デシベル

(振動規制法施行規則第12条関係～道路交通振動の限度～ 別表第2)
(昭和53年4月14日付 山口県告示第371号)

図一19 騒音・振動規制法指定地域図

